

●香川県告示第209号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

神戸市中央区磯辺通1丁目1番39号

泰和株式会社 代表取締役 水谷 肇

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市昭和町2丁目2番1号

泰和株式会社 坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	2 t/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着工から30日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続8時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	1.0~2.0	1.0~2.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2	3
	浮遊物質 (mg/L)	1	2
	窒素含有量 (mg/L)	12,000	12,150
	りん含有量 (mg/L)	0.5	1.0
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	4,800	4,860
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	134	144	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水	区 分	第 1 排 水 口	
の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~9.0	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	浮遊物質 (mg/L)	10	20
	窒素含有量 (mg/L)	3,510	4,500

りん含有量	(mg/L)	0.36	0.8
珪素及びその化合物	(mg/L)	0.02	0.04
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	1,404	1,800
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	370	390

他に排水口が4箇所（雨水専用3箇所）ある。

（備考）今回特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成25年4月12日から同年5月7日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部環境交通課